



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- | | | | |
|----|-----------------------------|--------------|---|
| *2 | 和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則 | (港湾空港課)..... | 1 |
| *3 | 和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則 | (")..... | 2 |
| *4 | 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 | (会計課)..... | 2 |
| *5 | 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 | (")..... | 3 |

○ 告示

- | | | | |
|----|-------------------------|--------------------|----|
| 69 | 地籍調査の成果の認証 | (地域政策課)..... | 3 |
| 70 | " | (")..... | 4 |
| 71 | " | (")..... | 4 |
| 72 | " | (")..... | 4 |
| 73 | " | (")..... | 5 |
| 74 | " | (")..... | 5 |
| 75 | " | (")..... | 5 |
| 76 | 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 | (県民生活課)..... | 6 |
| 77 | 優良ソフトの推奨 | (青少年・男女共同参画課)..... | 6 |
| 78 | 有害図書等の指定 | (")..... | 7 |
| 79 | 生活保護法による指定介護機関の廃止 | (福祉保健総務課)..... | 8 |
| 80 | " | (")..... | 8 |
| 81 | " | (")..... | 8 |
| 82 | 生活保護法による指定介護機関の休止 | (")..... | 8 |
| 83 | 救急病院の認定 | (医務課)..... | 9 |
| 84 | " | (")..... | 9 |
| 85 | 土砂災害警戒区域の指定 | (砂防課)..... | 9 |
| 86 | " | (")..... | 9 |
| 87 | " | (")..... | 10 |
| 88 | " | (")..... | 10 |
| 89 | 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 | (")..... | 11 |
| 90 | 返還金の収納事務の委託 | (教育委員会)..... | 12 |

○ 選挙管理委員会告示

- | | | | |
|----|-----------------|-------|----|
| 8 | 政治団体の届出事項の異動の届出 | | 12 |
| 9 | 政治団体の解散の届出 | | 13 |
| 10 | 政治団体の収支報告書の要旨 | | 13 |
| 11 | 政治団体の設立の届出 | | 14 |
| 12 | 政治団体の収支報告書の要旨 | | 15 |

規 則

和歌山県規則第2号

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県港湾施設管理条例施行規則（昭和32年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

区 分		港 湾 名	施 設 名	場 所
浮棧橋方式によるもの	1級	和歌山下津港	築港小型船舶係留施設	和歌山市築港一丁目地先
	2級	和歌山下津港	西浜小型船舶係留施設	和歌山市西浜地先
浮棧橋方式以外の方式によるもの	1級	和歌山下津港	湊第一小型船舶係留施設	和歌山市湊地先
			久保丁小型船舶係留施設	和歌山市久保丁地先
			材木丁小型船舶係留施設	和歌山市材木丁地先
	2級	和歌山下津港	湊本町小型船舶係留施設	和歌山市湊本町三丁目地先
			琴ノ浦小型船舶係留施設	和歌山市毛見地先
			大浦左岸小型船舶係留施設	和歌山市西浜地先
			西脇小型船舶係留施設	和歌山市西脇地先
	4級	勝浦港	勝浦小型船舶係留施設	那智勝浦町湯川地先
		宇久井港	宇久井小型船舶係留施設	那智勝浦町宇久井地先
		新宮港	三輪崎小型船舶係留施設	新宮市三輪崎地先

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県規則第3号

和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山下津港入港料条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山下津港入港料条例施行規則（昭和52年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第3条中「第3項」を「第5項」に改め、同条を第2条とする。

第4条第3号中「けい留施設」を「係留施設」に改め、同条を第3条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別記第2号様式中「（第6条関係）」を「（第5条関係）」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

和歌山県規則第4号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第28条第5項中「及び第31条第1項」を「並びに第31条第1項及び第2項」に改める。

第31条第1項中「その徴収」を「次項及び第3項に定める場合を除き、その徴収」に改め、同項ただし書を削り、同条第2項中「前項の」を「前3項の規定により」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、前項の規定により歳入金を支払込む税外収入収納受託者は、当該計算書に記載すべき事項を電磁的方法により記録するものとする。

第31条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 福祉関係事務に係る手数料のうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第3項の規定に基づく保育士の登録の申請に対する審査、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第17条第1項の規定に基づく保育士登録証の書換え交付及び同令第18条第1項の規定に基づく保育士登録証の再交付の事務に係る手数料を収納した税外収入収納受託者は、その収納の日の属する月の翌月10日までに、その歳入金を徴収委託金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならない。
- 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第12条第3項ただし書の規定に基づき修学奨励納入通知書（同規則別記第12号様式の2）により払い込まれた歳入金を収納した税外収入収納受託者は、その収納の日から起算して12日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に定める銀行の休日を除く。）以内に、その歳入金を指定金融機関に払い込まなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第5号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「令」の次に「第158条第1項の規定により歳入金の徴収又は収納事務の委託を受けた者及び令」を加える。

第15条第2項中「歳入徴収者」を「出納機関（県税にあつては歳入徴収者）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第69号

和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡日高川町
- 調査を行った時期
平成23年4月1日から平成25年3月28日まで
- 成果の名称
和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字皆瀬の一部地区

- 5 認証年月日
平成26年1月21日

和歌山県告示第70号

和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成20年9月8日から平成23年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字生石の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年1月21日

和歌山県告示第71号

和歌山県有田郡有田川町大字瀬井の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成21年4月1日から平成23年3月23日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字瀬井の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字瀬井の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年1月21日

和歌山県告示第72号

和歌山県有田郡有田川町大字井谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年9月6日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字井谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字井谷の一部地区

5 認証年月日

平成26年1月21日

和歌山県告示第73号

和歌山県有田郡有田川町大字杉野原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成23年4月1日から平成25年9月6日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字杉野原の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字杉野原の一部地区

5 認証年月日

平成26年1月21日

和歌山県告示第74号

和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成24年4月17日から平成25年9月6日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字三田の一部地区

5 認証年月日

平成26年1月21日

和歌山県告示第75号

和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告す

る。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成24年4月17日から平成25年9月6日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字久野原の一部地区
- 5 認証年月日
平成26年1月21日

和歌山県告示第76号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成26年3月17日まで縦覧に供する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成26年1月15日
- 2 名称
特定非営利活動法人若鷺会
- 3 代表者の氏名
中村元彦
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市小雑賀48番地
- 5 定款に記載された目的
この法人は、青少年および恵まれない家庭環境にある子供に対して、イベント・交流会・講演会等の企画開催に関する事業、これらの者に対する支援の事業にかかわる人々に対しての協力、及びこれらに付随する事業を行い、青少年の健全育成、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第77号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第6条の規定により、優良ソフトウェアとして、次のソフトウェアを平成26年1月22日推奨した。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1	推奨番号	平成26年-1
2	ソフト名	スマホにひそむ危険 疑似体験アプリ
3	製作元	デジタルアーツ株式会社

4	ソフトの内容	<p>現在、高機能且つ多機能なスマートフォンが普及するとともに、携帯型音楽プレイヤーや携帯型ゲーム機の中には通信機能を備え、無線LAN環境下ではパソコンやスマートフォンと同様の機能を備えたものが登場するなど、青少年が使用する情報通信端末は多岐に及んでいます。</p> <p>情報通信端末の機能向上と機種拡大は、様々な情報を入手・発信するうえでの利便性を向上させ、青少年が広く利用しているメッセージアプリの即時性は知人・友人間の交流を活発にさせる一方、不適切な利用から犯罪被害や個人情報の流出、金銭・交友関係上のトラブルなど新たな問題も引き起こされています。</p> <p>「スマホにひそむ危険 疑似体験アプリ」は、実際の事例に基づく「出会い系被害」「個人情報漏洩」「高額請求」「ネットいじめ」「スマホ依存(メッセージアプリやゲームへの依存)」「スマホ以外の端末(携帯音楽プレイヤーでの被害)」「個人情報漏洩(個人情報の組み合わせによる個人の特定)」「危険なアプリ(非公式アプリストアの利用)」の8つの危険性を疑似体験できるもので、事例ごとに対策も紹介されるなど、青少年が情報通信端末を利用するうえで抱える現状の問題と対策について理解を深める内容となっています。</p>
---	--------	--

推奨理由

高機能且つ多機能なスマートフォンが広く普及する現在、青少年のスマートフォン利用を巡り新たな被害やトラブル等が発生しており、それらの現状と対策を青少年、保護者等の幅広い層に周知、啓発することは、青少年のリテラシーを養うことに繋がるもので、青少年の健全育成に有益と認められます。

和歌山県告示第78号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成26年1月22日指定した。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
月刊誌	裏モノJAPAN 2月号	01805-02	鉄人社
月刊誌	金のEX 1月号	12855-1	大洋図書
月刊誌	シティヘブン関西版 2月号	14273-02	ダブリュオウコーポレーション
月刊誌	黄金のGT 2月号	12259-02	晋遊舎
月刊誌	エキサイティングマックス!スペシャル 2月号	02092-2	ぶんか社
月刊誌	実話BUNKAタブー 2月号	05375-02	コアマガジン
月刊誌	BLACK BOX 2月号	17843-2	マイウェイ出版
月刊誌	ズバ王 2月号	15543-02	ジーオーティー
雑誌	実話ブラックザ・タブー VOL.3	68511-69	ミリオン出版
雑誌	BLACKザ・タブー VOL.11	68511-84	ミリオン出版
雑誌	黄金のGTお宝SPLASH!!!Never Die!!	63412-16	晋遊舎
コミック	ayaアヤ 2月号	18815-02	宙出版
コミック	恋愛白書パステル 2月号	19625-02	宙出版
コミック	ボーイズキャピ! '14冬	17482-02	芳文社

コミック	drapドラ 2月号	16695-02	コアマガジン
------	------------	----------	--------

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、又は犯罪若しくは自殺を誘発し、若しくは著しくこれを助長する等青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第79号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
医療法人深谷外科医院	御坊市湯川町財部670番地の1	医療法人深谷外科医院	御坊市湯川町財部670番地の1	介護療養型医療施設	平成25.7.31

和歌山県告示第80号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社和通	和歌山市黒田279-4	ケアランド御坊	御坊市野口1184	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成25.8.31

和歌山県告示第81号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
辻村佳廣	海南市名高428-13	ツジムラ薬局	海南市名高428-13	居宅療養管理指導	平成25.11.24

和歌山県告示第82号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から休止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	休 止 年 月 日
株式会社城之内デイサービス	橋本市野236-2	城之内デイサービス	橋本市野236-2	通所介護・介護予防通所介護	平成 25. 12. 31

和歌山県告示第83号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 北出病院
- 2 所在地 御坊市湯川町財部728-4
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第84号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 整形外科北裏病院
- 2 所在地 御坊市湯川町小松原454
- 3 有効期限 平成29年1月31日

和歌山県告示第85号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称
久木（4）、北寺（5）、金剛寺（423）、池窪（37）
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつらぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第86号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」

という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称
転軸山(86)、鶯谷(87)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに高野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第87号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
地すべり
- 2 土砂災害警戒区域の名称
上(320)、蝶川(321)、戸坂(308)、市坪(170)、田津原(196)
- 3 土砂災害警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項
次の図書のとおり
(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び海草振興局建設部海南工事事務所並びに海南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第88号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域の名称
金山谷川右支溪(8-421-1-059)、那智川右支溪(8-421-1-061)、振ヶ瀬川(8-421-1-062)、那智川左支溪(8-421-1-065)、又白谷(8-421-1-067)、那智川左支溪(8-421-1-069)、谷口谷(8-421-1-070)、天女谷(8-421-1-071)、天女川左支溪(8-421-1-072)、谷口川(8-421-1-073)、榎木谷(8-421-1-074-1)、榎木谷(8-421-1-074-2)、那智川左支溪(8-421-1-075)、那智川左支溪(8-421-1-076)、

那智川左支溪(8-421-1-077)、金山谷川左支溪(8-421-2-079)、金山谷川右支溪(8-421-2-081)、天女川左支溪(8-421-2-082)、天女川左支溪(8-421-2-083)、長谷川右支溪(8-421-2-084)、長谷川右支溪(8-421-2-085)、長谷川右支溪(8-421-2-086)、那智川左支溪(8-421-2-087)、那智川左支溪(8-421-2-088)、那智川左支溪(8-421-2-089)、井谷川右支溪(8-421-2-090)、井谷川(8-421-2-091)、鳴子谷川(8-421-1-060)、内の川(8-421-1-064)、樋口川(8-421-1-066)、平野川(8-421-1-068)、西山谷(8-421-2-080)、陰陽川(8-421-2-112)、蛇ノ谷川(8-421-2-113)、尻剣谷川(8-421-3-018)、浦神(378)、懸川(459)、小阪1(464)、二の瀬(I-1886)、井関(I-1887)、山際地1(I-1888)、牧野々1(I-1889)、口川原丸(I-1890)、赤倉(I-1891)、山際地2(I-1892)、杵木(I-1963)、高原(I-2391)、西山1(I-4638)、西山2(I-4639)、市野々1(I-4640)、二の瀬2(I-4641)、市野々2(I-4642)、市野々3(I-4643)、牧野々2(I-4644)、那智の郷1(I-4658)、那智の郷2(I-4659)、那智の郷3(I-4660)、井関2(II-8142)、井関3(II-8143)、井関4(II-8144)、井関5(II-8145)、市野々4(II-8147)、麓1(II-8148)、麓2(II-8149)、二の瀬3(II-8150)

3 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第6条第1項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局新宮建設部並びに那智勝浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第89号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

西越(I-1542)、西越(I-1544)、上地高山(I-1545)、上地(I-1546)、上地(I-1547)、大坪(I-1568)、堅田2(I-4306)、堅田3(I-4307)、上地1(I-4308)、堅田円谷(I-4309)、仲田1(I-4310)、仲田2(I-4311)、堅田仲田3(I-4313)、堅田24(I-4314)、堅田25(I-4315)、堅田塩谷(II-5832)、堅田仲田1(II-5835)、堅田仲田2(II-6612)、堅田塩谷1(III-3247)、堅田上地2(III-3252)、堅田上地1(III-3253)、堅田仲田5(III-3291)、堅田仲田6(III-3292)、堅田66(II-60227)、堅田67(II-60228)、堅田68(II-60229)、堅田78(I-60239)、堅田79(II-60240)、堅田80(II-60241)、堅田81(I-60242)

3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第90号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、和歌山県修学奨励金に係る返還金の収納事務を、平成26年2月1日から次の者に委託する。

平成26年1月31日

和歌山県知事 仁坂吉伸

紀陽情報システム株式会社	和歌山県和歌山市中之島2240番地
地銀ネットワークサービス株式会社	東京都千代田区鍛冶町一丁目8番3号
国分グロースーズチェーン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目1番1号
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号
株式会社ココストアイースト	茨城県土浦市小松二丁目13番1号
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町1番地
株式会社しんきん情報サービス	東京都港区港南一丁目8番27号
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通17番地
株式会社セイコーマート	北海道札幌市中央区南9条西五丁目421番地
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セブン-イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町8番地8
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
山崎製パン株式会社	東京都千代田区岩本町三丁目10番1号
株式会社ローソン	東京都品川区大崎一丁目11番2号

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第8号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
松畑ふかし後援会	代表者	山本浩二	栗原勇高	平成 25.12.6	政治団体	
	会計責任者	松畑理	津呂昌利			
自由民主党和歌山県白浜支部	会計責任者	笠原恵利子	笠原佐和子	平成 25.12.16	政党	
笠原えり子後援会	会計責任者	笠原敬示	笠原佐和子	平成 25.12.16	政治団体	

平井としやを支援する会	代表者	小竹泰信	小堀栄一	平成 25. 12. 24	政治団体
	会計責任者	吉野将太	野村直幹		
有田医師連盟	会計責任者	松谷良清	外江理	平成 25. 12. 25	政治団体
こいで隆道後援会	主たる事務所の所在地	西牟婁郡上富田町朝来 1325	西牟婁郡上富田町朝来 1117	平成 25. 12. 26	政治団体
てらもと眞一後援会	主たる事務所の所在地	東牟婁郡那智勝浦町大 字市野々2460-11	東牟婁郡那智勝浦町大 字天満530	平成 26. 1. 6	政治団体

和歌山県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
妙中嘉三後援会	森下美代子	平成 25. 12. 17	平成 25. 12. 20
橋本のまちを考える市民派の会	今城敏仁	平成 25. 12. 24	平成 25. 12. 25
棒引昭治後援会	松本匡史	平成 25. 12. 26	平成 25. 12. 26
久保喜一サポーターズクラブ	久保喜一	平成 25. 12. 31	平成 26. 1. 6

和歌山県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の収支報告書（平成22年分）の要旨

（単位：円）

橋本のまちを考える市民派の会

報告年月日 25. 12. 25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

橋本のまちを考える市民派の会

報告年月日 25. 12. 25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

橋本のまちを考える市民派の会

報告年月日 25.12.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書（平成25年分）の要旨

妙中嘉三後援会

報告年月日 25.12.20

1 収入総額	246,011
前年繰越額	246,011
2 支出総額	0

橋本のまちを考える市民派の会

報告年月日 25.12.25

1 収入総額	0
2 支出総額	0

棒引昭治後援会

報告年月日 25.12.26

1 収入総額	0
2 支出総額	0

久保喜一サポーターズクラブ

報告年月日 26.1.6

1 収入総額	10,000
本年收入額	10,000
2 支出総額	10,000
3 本年收入の内訳	
寄附	10,000
個人からの寄附	10,000
4 支出の内訳	
政治活動費	10,000
機関紙誌の発行その他の事業費	10,000
宣伝事業費	10,000
5 寄附の内訳	
（個人からの寄附）	
年間5万円以下のもの	10,000

和歌山県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
辻成紀後援会	平阪至	西嶋朋己	西牟婁郡白浜町安宅279-13	平成 25.12.6
西山泰弘後援会	西山泰弘	西山純子	西牟婁郡白浜町2927-1327	平成 25.12.6

谷畑進後援会	谷畑進	谷畑明美	有田郡有田川町上六川64	平成 25. 12. 17
加藤直人後援会	藤井健太郎	海野恒信	和歌山市中之島1422	平成 25. 12. 25
橋本のまちを考 える市民派の会	寺内吉一	北谷彰男	橋本市隅田町河瀬93-1	平成 25. 12. 25
松井孝恵後援会	前田拓也	藤井茂	西牟婁郡上富田町市ノ瀬2310	平成 26. 1. 6

和歌山県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成24年分）を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成26年1月31日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の収支報告書（平成24年分）の要旨

（単位：円）

松畑ふかし後援会

報告年月日 25. 12. 6

1 収入総額	0
2 支出総額	0